

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県知事

公表日

令和7年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>1 事務の概要 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)に基づき、精神又は身体に障害を有する児童の福祉の増進を図ることを目的に、特別児童扶養手当を支給している。申請は、市町村を経由して本庁に送付され、決定される。</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①特別児童扶養手当の支給に関する事務(法第3条第1項) ②特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務(法第5条) ③特別児童扶養手当証書に関する事務 ④未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務(法第13条) ⑤手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務(法第16条) ⑥届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(法第35条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)第3条) ⑦資料の提供等の求めに関する事務(法第37条)</p>
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表66の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13の項、20の項、42の項、80の項、81の項、125の項、141の項、155の項、161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分県福祉保健部こども・家庭支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分県情報センター 所在地: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号: 097-506-2285

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	大分県福祉保健部こども・家庭支援課 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁1目番1号 電話番号:097-536-1111(内線2704)
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年11月30日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年11月30日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・提供されたマイナンバーの真正性の確認(マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票等による確認)	

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	--	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	---

判断の根拠	大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。 また、近年USBやHDDを利用した内部情報の不正持ち出しによる情報漏えい事案が増加していることを踏まえ、 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	所属長	課長 伊東 雅人	課長 大戸 英輔	事後	
平成29年5月30日	4. 情報連携提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 66の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第37条</p> <p>【情報提供】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 9の項、12の項、15の項、16の項、19の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、116の項</p> <p>○別表第二主務省令 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条 ※番号法別表第二の9の項、12の項、15の項、30の項、116の項にかかる主務省令は未制定</p>	<p>【情報照会】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 66の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第37条</p> <p>【情報提供】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 9の項、12の項、15の項、16の項、19の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、116の項</p> <p>○別表第二主務省令 第10条の2、第11条の2、第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2 ※番号法別表第二の30の項にかかる主務省令</p>	事後	
令和1年6月25日	基礎項目評価書		新様式への変更	事前	
令和5年5月30日	I-3 法令上の根拠	<p>○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第30条の11第1項第1号(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) 別表第三の7の11 第30条の15第1項第1号(本人確認情報等の利用) 別表第五の10</p> <p>○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号) 第3条第27項及び第5条第26項</p> <p>○特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第1条、第2条、第4条</p>	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月30日	I-4-②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 66の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第37条</p> <p>【情報提供】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 9の項、12の項、15の項、16の項、19の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、116の項</p> <p>○別表第二主務省令 第10条の2、第11条の2、第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2</p> <p>※番号法別表第二の30の項にかかる主務省令は未制定</p>	<p>【情報照会】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 66の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第37条</p> <p>【情報提供】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 16の項、19の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、116の項</p> <p>○別表第二主務省令 第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2の2</p> <p>※番号法別表第二の30の項にかかる主務省令は未制定</p>	事後	
令和5年5月30日	I-5-②所属長の役職名	課長 大戸 英輔	課長	事後	
令和5年5月30日	II-1 いつ時点の計数か	平成28年10月26日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年5月30日	II-2 いつ時点の計数か	平成28年10月26日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和7年12月26日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年2月28日時点	令和7年11月30日時点	事後	
令和7年12月26日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年2月28日時点	令和7年11月30日時点	事後	
令和7年12月26日	I-3 法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表第一の46の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第37条</p>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表66の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I-4-②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 66の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第37条</p> <p>【情報提供】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二</p> <p>16の項、19の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、116の項</p> <p>○別表第二主務省令</p> <p>第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2の2</p> <p>※番号法別表第二の30の項にかかる主務省令は未制定</p>	<p>【情報照会】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項</p> <p>【情報提供】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13の項、20の項、42の項、80の項、81の項、125の項、141の項、155の項、161の項</p>	事後	
令和7年12月26日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		新様式への変更	事後	
令和7年12月26日	IV-8 最も優先度が高いと考えられる対策		新様式への変更	事後	